第1号様式　別紙1（第4条第1項関係）

移住支援金の交付申請に関する誓約書

１　四日市市移住支援事業に関する報告及び立入調査について、三重県及び四日市市から求められた場合には、それに応じます。

２　移住支援金の返還に必要がある場合は、官公庁、金融機関、その他関係するところに財産調査、住所調査、その他債権管理に必要な事項につき調査することを承諾します。

３　以下の場合には、四日市市移住支援金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき、移住支援金の全額又は半額を一括返還します。

（１）移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合

（移住後、申請者又は世帯員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有するものであることが判明した場合を含む。）：**全額**

（２）移住支援金の申請日から３年未満に四日市市以外の市区町村に転出した場合：**全額**

（３）就業に関する要件の場合において、移住支援金の申請日から１年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：**全額**

（ただし退職から３カ月以内に要件を満たす県内の別の企業に就業する場合を除く）

（４）起業に関する要件の場合において、起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：**全額**

（５）移住支援金の申請日から３年以上５年以内に四日市市以外の市区町村に転出した場合：**半額**

４　過去に東京圏から東京圏外への転出が確認される場合は、東京圏外の転居先の該当市町村に移住支援金を交付していないか、四日市市が確認することを了承します。

５　移住支援金の支給を受けた後に実施される四日市市からの確認により、現況の報告を求められた場合には、それに応じます。

　※報告の求めに応じないことをもって、当該支援金の支給対象から除くことはしませんが、担当課より詳細な資料の提供やヒアリング等を依頼させていただくことがあります。

年　　月　　日

四日市市長　様

（申請者）住所

氏名

上記の者が、要綱第10条の規定による補助金の返還に応じない場合は、当該補助金の返還債務につき、申請者と連帯して履行する責任を負います。また、債権管理に必要な事項につき、官公庁、金融機関、その他関係するところに財産調査、住所調査、その他必要な事項につき調査することを承諾します。

（連帯保証人）住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　（実印）

※連帯保証人の印鑑証明書を添付すること。